

超長期住宅及び改正建築士法講習会のご案内

「つくっては壊す」フロー消費型の社会から「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック型社会への転換をしようという住宅の長寿命化への取組みが行われています。住宅の設計・工事監理に携わる建築士の方々はこの住宅に関連する知識を身につけておくことが必要不可欠でありますことから、講習会を開催することといたしました。また、偽装問題への対応として、建築士制度等が見直された改正建築士法の講習会も合わせて行います。この機会に多くの建築士の方々が受講くださいますよう、ご案内いたします。

- 主 催： (社) 北海道建築士会、 (社) 日本建築士会連合会
- 後 援： (社) 北海道建築士事務所協会
- 講 師： 北海道開発局事業振興部都市住宅課 担当官 (改正建築士法の概要)
北海道建設部住宅局建築指導課 担当官 (超長期住宅について)

■ 講習時間

時 間	講 習 内 容
13:30～14:30	超長期住宅について (最近の動向、法制度の概要、今後の展開)
14:30～14:40	休憩
14:40～15:40	改正建築士法の概要

■ 開催地・日・会場・定員 (定員に達し次第締め切ります。)

開催日	開催地	会 場	定 員
9月25日(木)	札幌市	札幌ガーデンパレスホテル 札幌市中央区北1条西6丁目 (011-261-5311)	200名
9月26日(金)	旭川市	旭川トーヨーホテル 旭川市7条通7丁目 (0166-22-7575)	100名
9月29日(月)	函館市	函館国際ホテル 函館市大手町5-10 (0138-23-6161)	100名
10月2日(木)	釧路市	釧路キャッスルホテル 釧路市大川町2-5 (0154-43-2111)	100名

■ 受講料：無 料

■ C P D： 継続能力開発制度特別認定研修 4単位

- 申込み方法：裏面の申込書によりFAXで申込み下さい。
申込書は(社)北海道建築士会HP (<http://www.h-ab.net/>)からもダウンロードできます。
講習会当日、申込書(FAX原本)を持参し受付に提示して下さい。

■ 申込み及び問い合わせ先

社団法人 北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階
TEL 011-251-6076 FAX 011-222-0924

- 申込締切 定員に達し次第締め切ります。

「超長期住宅及び改正建築士法講習会」申込書

申込FAX番号 011-222-0924

「超長期住宅及び改正建築士法講習会」に、次のとおり申し込いたします。

記

■ 申込者氏名(自署で記入下さい。) _____

■ 連絡先電話(本人携帯又は自宅) 電話 _____ 携帯 _____

■ 勤務先名及び電話 _____

■ 建築士会会員の有無
・ 建築士会会員 所属支部 _____ 会員番号 _____
・ 会員外

■ 申込み会場

・参加される開催地について、下記の申込欄に○を付して下さい。

申込欄	開催日	開催地	会場	定員
<input type="checkbox"/>	9月25日(木)	札幌市	札幌ガーデンパレスホテル 札幌市中央区北1条西6丁目 (011-261-5311)	200名
<input type="checkbox"/>	9月26日(金)	旭川市	旭川トーヨーホテル 旭川市7条7通7丁目 (0166-22-7575)	100名
<input type="checkbox"/>	9月29日(月)	函館市	函館国際ホテル 函館市大手町5-10 (0138-23-6161)	100名
<input type="checkbox"/>	10月2日(木)	釧路市	釧路キャッスルホテル 釧路市大川町2-5 (0154-43-2111)	100名

■ 申込書の提示
講習会当日、申込書(FAX原本)を持参し受付に提示して下さい。

※申込書の個人情報の取扱について

申込書の個人情報は、当講習会で使用(名簿作成、連絡事項の伝達)する以外の目的で使用することはありません。